

## 最近公布した条例のあらまし

公布日 令和元年6月17日

厚木市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会総務課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算決算常任委員会を設置することに伴い、所要の措置を講ずることとした。(第2条関係及び別表関係)</li> <li>2 この条例は、令和元年8月1日から施行することとした。</li> </ol>	
厚木市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例	交通安全課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に伴い、所要の措置を講ずることとした。(第4条関係、第5条関係、第6条関係、第7条関係、第8条関係、第9条関係及び第11条関係)</li> <li>2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。</li> </ol>	
厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	行政総務課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たに厚木市ふれあいプラザPFI事業者選定委員会を附属機関として設置するため条例の一部を改正することとした。</li> <li>2 この条例は、令和元年7月1日から施行することとした。</li> <li>3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年厚木市条例第16号)について、附属機関の委員に係る規定を加えるための改正を行うこととした。</li> </ol>	
厚木市市税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例	市民税課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を臨時に軽減するほか、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 厚木市市税条例の一部を改正する条例(第1条関係)</li> <li>(2) 厚木市市税条例(第2条関係)</li> </ol> </li> <li>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</li> </ol>	
厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	福祉総務課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を定めるほか、所要の措置を講ずることとした。(第14条関係及び第15条関係)</li> <li>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</li> <li>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</li> </ol>	
厚木市火災予防条例の一部を改正する条例	予防課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の措置を講ずることとした。(第29条の5関係)</li> <li>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</li> </ol>	

公布日 令和元年6月24日

厚木市建築基準条例の一部を改正する条例	建築指導課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、同施行令を引用している部分を改めるため、所要の措置を講ずることとした。(第21条関係、第28条関係、第36条関係及び第54条関係)</li> <li>2 この条例は、令和元年6月25日から施行することとした。</li> </ol>	

公布日 令和元年6月25日

厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	こども育成課
1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準を引用している部分を改めるため、所要の措置を講ずることとした。(第2条関係) 2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。	

公布日 令和元年8月7日

厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例及び厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	こども育成課 行政総務課
1 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 (1) 厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(第1条関係) (2) 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(第2条関係) 2 この条例は、一部の規定を除き、令和元年10月1日から施行することとした。	

公布日 令和元年8月15日

三田地区の住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例	まちづくり指導課
1 三田地区の住居表示の実施に伴い、関係条例における位置等の表示を変更するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 (1) 厚木市立の学校の設置に関する条例(第1条関係) (2) 厚木市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(第2条関係) 2 この条例は、令和元年10月15日から施行することとした。	

公布日 令和元年10月7日

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	職員課 病院総務課
1 地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたこと等に伴い、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 (1) 厚木市職員の分限に関する条例(第1条関係) (2) 厚木市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(第2条関係) (3) 厚木市職員の給与に関する条例(第3条関係) (4) 厚木市職員の退職手当に関する条例(第4条関係) (5) 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(第5条関係) (6) 厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(第6条関係) (7) 厚木市職員の育児休業等に関する条例(第7条関係) (8) 厚木市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(第8条関係) (9) 厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(第9条関係) (10) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第10条関係) (11) 厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第11条関係)	

(12) 厚木市臨時職員の給与に関する条例（第12条関係） 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。	
厚木市印鑑条例の一部を改正する条例	市民課
1 住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の措置を講ずることとした。 （第2条関係、第6条関係、第7条関係及び第14条関係） 2 この条例は、令和元年11月5日から施行することとした。	
厚木市手数料条例の一部を改正する条例	財政課
1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改めるため、所要の措置を講ずることとした。（第2条関係） 2 この条例は、公布の日から施行することとした。	
厚木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	建築指導課
1 森の里東地区地区計画の都市計画の変更に伴い、新たな地区整備計画地区の建築物に関する制限を追加するため、所要の措置を講ずることとした。（別表第2、別表第4及び別表第5関係） 2 この条例は、公布の日から施行することとした。	

公布日 令和元年10月30日

厚木市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例	職員課
1 地方公務員法の一部改正に伴い同法を引用している規定を整理するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 （1）厚木市職員の分限に関する条例（第1条関係） （2）厚木市職員の給与に関する条例（第2条関係） （3）厚木市職員の退職手当に関する条例（第3条関係） 2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。	